

令和4年 3月 1日 開会

令和4年 3月 22日 閉会

(定例第1回)

# 日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第3号

令和4年第1回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年2月7日

日吉津村長 中田達彦

1. 日 時 令和4年3月1日 午前9時00分
  2. 場 所 日吉津村議会議場
- 

**○開会日に応招した議員**

|         |         |
|---------|---------|
| 長谷川 康 弘 | 井 藤 稔   |
| 橋 井 満 義 | 三 島 尋 子 |
| 松 本 二三子 | 河 中 博 子 |
| 前 田 昇   | 松 田 悦 郎 |
| 加 藤 修   | 山 路 有   |

---

**○応招しなかった議員**

な し

---

---

# 第1回 日吉津村議会定例会会議録（第1日）

令和4年3月1日（火曜日）

---

## 議事日程（第1号）

令和4年3月1日 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長施政方針説明
- 日程第 5 報告第 1号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 6 議案第 1号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第9回）について
- 日程第 7 議案第 2号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 3号 日吉津村税条例及び日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 5号 日吉津村消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 6号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）について
- 日程第 12 議案第 7号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第 13 議案第 8号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第 14 議案第 9号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 15 議案第 10号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 16 議案第 11号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 17 議案第 12 号 令和 4 年度日吉津村下水道事業会計予算について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長施政方針説明

日程第 5 報告第 1 号 教育民生常任委員会の調査研究について

日程第 6 議案第 1 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 9 回）について

日程第 7 議案第 2 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 3 号 日吉津村税条例及び日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 9 報告第 4 号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 5 号 日吉津村消防団条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 6 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 10 回）について

日程第 12 議案第 7 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について

日程第 13 議案第 8 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）について

日程第 14 議案第 9 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について

日程第 15 議案第 10 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について

日程第 16 議案第 11 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 17 議案第 12 号 令和 4 年度日吉津村下水道事業会計予算について

---

出席議員（10 名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 長谷川 康 弘 | 2番 井 藤 稔   |
| 3番 橋 井 満 義 | 4番 三 島 尋 子 |
| 5番 松 本 二三子 | 6番 河 中 博 子 |
| 7番 前 田 昇   | 8番 松 田 悦 郎 |
| 9番 加 藤 修   | 10番 山 路 有  |

---

**欠席議員（なし）**

---

**欠 員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 ..... 高 森 彰 書記 ..... 森 下 瞳

---

**説明のため出席した者の職氏名**

|              |         |              |         |
|--------------|---------|--------------|---------|
| 村長 .....     | 中 田 達 彦 | 総務課長 .....   | 小 原 義 人 |
| 総合政策課長 ..... | 福 井 真 一 | 住民課長 .....   | 矢 野 孝 志 |
| 福祉保健課長 ..... | 橋 田 和 久 | 建設産業課長 ..... | 益 田 英 則 |
| 教育長 .....    | 井 田 博 之 | 教育課長 .....   | 横 田 威 開 |
| 会計管理者 .....  | 西 珠 生   |              |         |

---

**午前9時00分 開会**

**○議長（山路 有君）** 皆さんおはようございます。

ただいまから令和4年3月第1回定例会を開催します。開会に先立ち、議長から一言ご挨拶申し上げます。令和2年度、そして令和3年度と新型コロナウイルスに振り回され、足掛け3年となるところであります。村内においても、感染拡大が心配されるところであります。村民の間には、ご心配のところとっております。中田村長をはじめとした行政職員の皆様には、休日を返上してワクチン接種の対応に、ご努力願っているところであります。

県下でも早い対応であり、感謝する次第であります。議会の立場として、行政のチェックという大きな仕事があるわけでありますが、同時に協調する姿勢も忘れてはならないと思っております。今こそ、小さな自治体の特異性、顔の見える利点を生かし、住民の皆様にご安心して過ごしていただける、行政運営、議会活動に終始し、この難局に対応したいと思っております。明けない夜はないと確信しております。また、この新型コロナウイルスに不安が募る中、国内外の状況も混沌として、不安が重なるところであります。一部その影響もあり、急激な物価上昇を余儀なくされております。それに反して、所得の伸び悩み、そして年金、米価などの下落は、住民の皆様のご不安を助長するところであります。

地方議会では、対応しきれないところもありますが、当議会としても、十分に認識しているところであり、関係機関に強く提言してまいりたいと思っております。

村民の皆様のご理解をお願いするところであります。以上を述べ、開会前の議長挨拶といたします。

それでは本日の日程に入りたいと思います。

ただ今の出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和4年第1回日吉津村議会定例会を開催します。ただちに本日の会議を開きます。本日の日程議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により8番松田悦郎議員、9番、加藤修議員を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（山路 有君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり、本日から3月22日までの22日間とし、審議の予定はお手元に配付のとおりといたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日までの22日間、審議予定はお手元に配布のとおりです

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（山路 有君） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長の報告いたします。説明員の報告、地方自治法第121条の規定により、村長ならびに教育長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席しております。

請願陳情の付託報告、本日までに受理した陳情は、お手元に配布の請願陳情文書表のとおり、会議規則第92条及び第95条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。なお、会期中の付託といたします。

出納検査報告、お手元に配付のとおり、監査委員から例月監査、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管しておりますので、閲覧いただきたいと思います。

陳情の処理経過及び結果の報告、12月定例会において不採択となりました鳥取県内に放射性廃棄物の最終処分場を建設させない議会決議のための陳情書他2件については、12月20日付けで提出者に審査結果の通知をいたしました。

行事報告、12月定例会から本日までお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 村長施政方針説明

○議長（山路 有君） 日程第4、村長施政方針説明を行います。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 皆さん、おはようございます。それでは開会にあたりまして施政方針を申し述べさせていただきたいと思います。本日ここに令和4年度一般会計当初予算をはじめ、関係者議案の審議をお願いするにあたり、村政に対する施政方針と予算に関する総括的なご説明を申し述べさせていただきたいと思います。

まず、冒頭に新型コロナウイルス関連でご報告を申し上げます。新型コロナウイルスオミクロン株が、全世界で猛威をふるい、鳥取県西部においても米子市と境港市に、市中感染急拡大特別警報が発令され、近隣の地域でもクラスターが相次いで発生するなど、新たな局面を迎えているところです。村内においても感染が確認され、緊張感をもって対応を継続しているところでございます。職場やご家庭、地域の中で、日頃からの、感染予防をしっかりと行なって下さっている村民の皆様に、感謝を申し上げます。

そのような中、集団免疫獲得のため昨年4月以降、ワクチン接種を実施して参っております。日吉津村では、ヴィレステひえづでの集団接種と、村内医療機関での個別接種で、ワクチン接種を進め、本年1月からは3回目の接種をスタートさせたところであります。2回目接種から、6か月経過した65歳以上の方や、エッセンシャルワーカーの方々には、3月を目途に接種を終了する予定であり、一般の方につきましても、6ヶ月経過後のできるだけ早いタイミングで接種できるように、スケジュールを組んでまいります。また、5歳から11歳までの小児接種につきましても、努力義務化はされませんでした。米子市と西部町村による西部圏域での広域接種に向け、国の示すスケジュールに合わせて、3月下旬には接種開始できるよう調整を行っております。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

1月3日には、日吉津村成人式が開催されました。新型コロナウイルス感染者が、全国で増加傾向にある中で、参加者全員に抗原検査を実施し、安全に努めながらの開催となりました。式では、名前を呼ばれた新成人の皆さんが、返事をして壇上に上がる姿を見て、立派に成長されたことを保護者の皆さんと共に喜び合いました。来年度からは、成人年齢が18歳に引き下げられますが、本村においてはこれまでどおり、二十歳、二十歳をもう一つの節目とし、20歳を祝う会として開催することとしています。

心温まる日吉津村の成人式を、日吉津の良さとして、今後にも引き継いでいきたいと思っております。

2月2日から2月20日の日程で、北京オリンピックが開催されました。夏に開催された東京オリンピックに続いて、日本代表選手の素晴らしい活躍が、各競技の中で見られ、大きな励みとなりました。村内においても、向上心を持ってスポーツに取り組んでおられる方があり、日吉津村ではスポーツ推進支援事業により、全国大会等に出場する選手たちを支援しております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、競技機会が大幅に減少していましたが、そのような中で、バドミントン、アーチェリー、トライアスロン、空手の9名の選手が全国大会に出場しました。代表になった皆さんの活躍を励みに、村民総スポーツの推進をさらに進めてまいります。

また、2年連続で中止となっております、チューリップマラソンにつきましては、今年は、参加者を村在住の方に限定し、十分な新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、4月10日に開催することが実行委員会で決定されました。参加受付は、当日のみとし、ヴィレステひえづで行います。体力づくり健康づくりの一環として、ぜひご参加下さい。

新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル社会の到来など、社会が大きく変わりつつあります。そうした状況にも、柔軟に対応しながら昨年度に作成をした、第7次日吉津村総合計画を大



きな指針とし、基本構想、基本計画の実現実施に向け、年ごとの主要な事業等を定める実施計画を作成し、計画に沿った事業実施を進めてまいります。基本計画においては、政策1を豊かな心を育む村づくりとしております。自治基本条例の、基本原則でもあります人権尊重社会を実現するとともに、村民や子供たちの学びや、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

子育て支援の関係では、現在建設中の複合型子育て拠点施設については、昨年7月ごろから、児童館、子育て支援センターの解体を行いました。その後に、新施設の建設に入り、本年7月末には完成、現保育所の解体後に駐車場等の整備を行い、最終的には令和4年度末に完成する見込みとなっております。

新しい建物につきましては、今年9月の供用開始を予定しており、また、令和5年度からは、日吉津保育所を保育所型の認定こども園として開設できるよう、この4月からは準備室を設置して、準備を進めたいと考えております。日吉津のことを思う子どもたちを、みんなで育てる拠点施設にしていきたいと考えております。完成までの間、利用者、関係者の皆様にはご不便おかけしますが、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

保育につきましては、平成27年4月に子ども子育て支援新制度がスタートし、令和4年3月1日現在、小規模保育施設2カ所で30名、日吉津保育所で120名、合わせて150名の乳幼児を受け入れ、小規模保育施設と保育所を連携施設として、園内外での活動や行事等での連携を深めています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、子供のマスク着用、換気やこまめな消毒の徹底、密にならない活動の工夫など、国が示す基本的対処方針に沿った感染防止対策を継続してまいります。また、今後も地方創生総合戦略に掲げた待機児童ゼロを継続し、子ども子育て支援事業計画に基づき、保育の質の向上などに努めるとともに、食育活動の一環として、給食に村内産の食材を使用した、小学校との共通献立を盛り込むなど、小規模保育所も含め、子供の元気な体作りも進めてまいります。

保育料については、令和元年10月から利用者負担額の無償化が実施されており、本村では独自の取り組みとして引き続き、副食費についても村が全額負担を行ってまいります。

また、第3子無償化や所得制限はあるものの、第2子の無償化も実施しており、子育て世帯の負担軽減を継続し、子育てしやすい村づくりをさらに推進してまいります。また、福祉保健課内に設置した、子育て世代包括支援センターすまいるはぐにおいて、日吉津版ネウボラを実施し、産前産後サポート事業など、妊娠期からの切れ目ない子育て支援を行っています。

助産婦が、気軽に専門的かつ具体的な育児相談を受けることで、安心して出産、育児のできるよう、助産師相談会を設けるなどの体制を整えています。また保健師と一緒に、子育て支援センター体験をし、支援センターの周知、利用につなげ、保護者の育児不安の軽減や、地域の仲間づくりを推進してまいります。その他、産後健康診査費用、新生児聴覚検査費用、妊婦歯科検診費用の一部助成を行うなど、妊娠、出産、包括支援事業のさらなる充実を図ってまいります。併せて保育所等を利用しない、一歳までの在宅育児世帯への経済的支援を行い、より子育てがしやすい環境整備に努めてまいります

また、妊婦健診や未熟児、養育医療、特定不妊治療など引き続き一部公費負担を実施し、安心して出産ができる環境整備を図るとともに、予防接種についても、定期接種の拡充や任意接種の助成を行い、子育て世代の経済的負担の軽減を図るなど、国や県関係機関とも連携を図りながら、子育て支援政策のさらなる充実を図ってまいります。

教育に関しまして、小学校においてこれまで、教えて考えさせる授業により、基礎的、基本的な学習内容の定着をはかり、継続して全国学力学習状況調査において、県及び全国の平均正答率を継続して上回るなど一定の成果を上げてまいりました。

研究をさらに推進するため、一昨年、昨年と、続けて中止となった OK セミナー in 鳥取を日吉津村で開催し、さらに強化指導法の開発、促進、定着をはかってまいりたいと考えております。

日吉津村はこれまで、子どもはみんなの宝物と捉え、GUTS日吉津っ子を村民皆で育てることを目指してきました。昨年度カルチャー土曜塾の定期コースは、実施できませんでした。今年度は実行委員会を開催し、地域の皆様方のご協力のもと定期コースを開催することができました。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、回数を減らして実施となりましたが、例年よりも多くの児童が参加し、体験活動を通してそこで得られた成果や、人との関わりを楽しむことができました。

令和3年度から、本格的にスタートしたコミュニティスクール授業では、昨年度に引き続き塾議を開催し、さまざまな立場の方にお集まりいただき、子供たちのために、わたしたち大人にできることを語り合いました。2月16日には、学校運営協議会委員が2、3年生のかけ算の学習に参加し、励ましながら交流することができました。

地域の方々から、お手伝いできることがありますかとの問い合わせを受けることもありますので、4月に学校における地域の皆さんの活動を中心に、コミュニティスクールのリーフレットを各家庭に配布いたします。このような取り組みを通して、地域とともにある学校づくりを推進し

てまいります。この機会に地域と学校相互の連携による学校づくりと、地域づくりとはどのようなものか、皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

総合計画政策2の自然と調和する住みよい村づくりでは、日吉津の自然や農村環境、良好な景観などの豊かな環境をしっかりと守りながら、土地利用計画に基づいた整備、開発、保全、公園などの、憩いの場の活用、生活インフラなど生活環境の整備を図り、安心安全で持続可能な、皆が暮らしやすい環境の整備を行ってまいります

土地利用計画に関しまして、現在、国道431号沿道の富吉地区において、開発事業者が地権者とともに、市街化調整区域の地区計画による、商業開発の検討を行っている状況です。市街化調整区域の地区計画による商業開発に向けては、周辺の沿道環境、居住環境、営農環境との調和を図りながら、良好な市街地形成を図るために、区画道路をはじめとする施設整備が必要であったり、関係各機関協議に期間を要したりするなど、克服すべき課題はありますが、土地利用計画の実現を目指してまいりたいと考えております。

道路施設の維持については、長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の定期点検や、村道2号線の海川排水路排水路橋の補修を行う他、村道日野川右岸提線の舗装補修を行うこととしております。また、道路の新設改良については、村道役場線と2号線の交差点改良工事が、令和4年度中に完成完了するとともに、村道宮川北線の歩道整備に着手する予定としております。公共下水道に関しまして、人口減少等に伴うサービス需要の減少や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中であって、将来にわたり、必要なサービスを安定的に供給提供するためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と、財政運営の向上に取り組む必要が高まる中、本村の公共下水道事業につきましては、令和2年度から、公営企業会計による事業運営を行っております。令和4年度におきましても、引き続き資産及び経費を含む、全体の経営状況を比較可能な形で把握した上で、将来に向けての経営の見通しを立てながら、事業運営を行っていくこととしております。

本村の豊かな環境整備について、本村は市街地近郊に位置しながらも、日野川や、日本海などの豊かな自然に恵まれた環境にあります。日野川河川敷では、村民の交流や、健康増進を図る場として、引き続き、河川敷グラウンド、水辺の楽校の適切な維持管理に努めてまいります。日野川土手の桜堤につきましては、桜の開花時期にはベンチを増設し、利便性の向上を図って参ります。

また、海岸松林に関して、暴風、防潮の役割を果たす保安林としての機能を発揮できるよう、

松くい虫による被害の軽減を図るとともに、計画的な間伐や、植栽など行い、松林の保安林機能及び良好な自然環境の維持を図って参ります。村民が、自然の松林と触れ合う機会を提供しながら、地域住民で守り、育てる意識の醸成を図ることを念頭に置いた、取り組みを検討してまいりたいと考えております。

次に、海浜エリア活性化に関して申し上げます。うなばら荘は、西部広域行政管理組合での共同処理事務としての運営を行わないことが決定されたことに伴い、令和4年3月末をもって閉館し、建物は民間への譲渡、土地は日吉津村へ返還後、民間事業者への賃貸借となります。今後、施設譲渡先の株式会社ヤードクリエーション社では、現在のうなばら荘の施設を活用し、鳥取県西部がトライアスロン発祥の地であるという特性を活かし、サイクリストやランナーなどのアスリートを主なターゲットとした、宿泊型の拠点施設の運営を計画しておられます。新しい施設がこれまでのうなばら荘同様、村民の皆様に親しまれるよう、村としても、応援をしてみたいと考えております。また、そうした動きとも連携し、海浜運動公園や海岸松林など、海浜エリア一帯のさらなる活性化を図るため、海浜エリア活性化検討委員会や、庁内プロジェクトチームなどにより検討を進めてまいります。

防災関連では、昨年は新型コロナウイルス感染症デルタ株が猛威を振るっており、10月の村防災訓練に合わせ、鳥取大学と鳥取県との共同事業として、福祉避難所の設営及び、要配慮者の避難、支援訓練を実施する予定でしたが、中止せざるを得なくなりました。この訓練につきましては、令和4年度に引き続き実施する予定にしております。村防災訓練は中止いたしました。9月には、解体中の日吉津村民俗資料館及び児童館を使用し、村消防団及び米子消防署、米子警察署、海上保安庁等と合同での救助訓練を実施いたしました。また、10月には、役場職員による災害対策本部の設置、運営訓練を実施し、初動対応の確認等を行いました。今年度内には、村防災会議を開催し、地域防災計画の改定を行うとともに、各種計画の随時見直しを図ってまいります。

また、防災士連絡協議会を設立し、防災士間の情報共有及び協力体制の構築を図り、関係機関や自治会、自主、防災、組織等とも連携し、防災力を高めてまいりたいと考えております。

次に、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進につきまして、国では自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画が策定され、今後、地方行政のデジタル化が加速化されることが予見されます。自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画では、システムの統一やマイナンバーカードの普及促進などに向け、工程表等を作成し、計画的にデジタル化を進めることが実際に求められております。本村におきましても、今年1月から国の法令等の定めによるも

のを除き、原則として申請書等への押印を廃止いたしました。引き続き、自治体 DX 推進プロジェクトチームを中心に、行政手続きのデジタル化、オンライン化について検討準備を進めてまいります。

行政サービスについて、デジタル技術を活用して村民の利便性を向上させることと合わせて、誰もが取り残されないデジタル社会の実現に向け、民間企業団体とも連携して行政手続き、サービスの利用方法について相談できる環境整備を図ります。

マイナンバーカードにつきましては、本村にお住まいの方のうち、所有されている方の割合、交付率が 49.7 パーセントまで伸び、引き続き県内市町村の上位に位置をしております。健康保険証として利用ができるようになり、現在利用できる医療機関は薬局を含め、鳥取県内で 211 ヶ所、西部地区では 95 ヶ所あり、徐々に拡大しております

また、マイナポイント付与の第 2 弾が 7 月から開始され、令和 6 年度末までには運転免許証との一体化も計画されております。さらにデジタルガバメント実行計画などにに基づき、住民票などのコンビニ交付について、更なる推進を図るため、国による新たな財政措置が設けられた事等も踏まえ、本村でも令和 4 年度中にシステム改修などを行いたいと考えております。

本村では、引き続きマイナンバーカードの取得促進に取り組みますので、まだ取得されていない方は、役場住民課でカード交付の申請が行えます。ぜひ、ご利用下さい。

政策 3 は、健康で共に支え合う活力ある村づくりとし、健康で誰もが安心して暮らせる村づくり、向こう三軒両隣の顔の見える関係を生かし、地域全体で支えあえる村づくりを目指すとともに、農業、商業、工業、観光などの産業振興を図り、活力のある村づくりを進めてまいります。

本村では生活困窮者ひとり親世帯、高齢者、障がい者、子育てなど、相談内容が多岐にわたり複雑化していることから、子どもからお年寄りまで様々な福祉相談に対応できるよう、福祉保健課に福祉事務所、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター「すまいるはぐ」などを設置し、相談窓口の一体的な取り組みを行っているところです。

また、誰もが住み慣れた地域で、生涯にわたって活躍できる村づくりを進めていくため、地域での支え合いの取り組みについて、各自治会コミュニティを中心として、社会福祉協議会や協議体と連携をしながら話し合いを重ね、工夫して取り組みを進めております。

新型コロナの影響で、対面での話し合いの機会が減少しておりますが、できるやり方を工夫し、関係機関それぞれの良い部分を取り入れながら、日吉津村の顔の見える関係を生かした、支え合いの村づくりを進めてまいりたいと考えております。

生活困窮者相談支援については、相談員を兼務する主任相談員 1 名、県委託の就労支援専門員 1 名を配置し、実施しております。新型コロナウイルス感染症の影響で、本村においても、家計不安を抱えた相談窓口への来庁が増加いたしました。

総合支援資金の貸付や、就労支援等、今後も相談者のニーズに合わせ必要な社会保障制度に繋がながら、福祉事務所全体で連携し、ワンストップでの相談支援に努めてまいります。

また、ひとり親世帯のうち児童扶養手当受給世帯については、令和 3 年度は 36 世帯となっており、今後も母子、父子自立支援員が中心となり、個別の課題に対応した相談支援に努めてまいります。この他にも DV や児童虐待、また、高齢者や障がいのある方を取り巻く環境など、保健師や社会福祉士等を中心に、安心して相談できる体制強化に努め、地域福祉の中核としての役割を果たしてまいります。

後期高齢者医療保険については、引き続き 80 歳までの被保険者で希望される方を対象に、医療機関での人間ドック事業を実施するとともに、重複頻回受診者に対し、訪問指導を実施し、高齢者の健康増進に努めます。さらに、後期高齢者は複数の慢性的な病気に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといった虚弱な状態、いわゆるフレイルになりやすいなど、病気の予防と生活機能の維持の両面にわたるニーズを有しております。新型コロナウイルス感染症の影響で、外出を控え、さらにフレイルが懸念されるなか、健康寿命の延伸や、クオリティオブライフ、生活の質の維持向上をはかるため、こうした高齢者の特性を踏まえた、健康支援、相談を行うなど、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進します。

介護保険事業につきましては、南部箕蚊屋広域連合において運営を行っているところですが、令和 3 年度から令和 5 年度を計画期間とした、第 8 期介護保険事業計画に基づき、各政策を展開してまいります。また、高齢者が地域で自分らしく暮らしていくことを目指し、地域の多職種間の連携の強化や、地域の支え合い体制の構築など、地域包括ケアシステムを推進します。

障がい者支援につきましては、相談支援事業を始め、タクシーチケットの交付等、村の独自事業も含め、障がい福祉サービスの充実を図っているところでございます。また、障がい児支援については、放課後等デイサービスや、児童発達支援の利用者が増えてきていることから、障がい児支援体制のさらなる充実が必要であると考えております。令和 3 年度からを期間と、する第 6 期日吉津村障害者福祉計画に基づき、障がいのある方が自らの意思決定に基づいて、サービスや暮らし方が選択でき、自分らしく生活できるよう 地域生活支援、自立支援等に向けた取り組みを進めるとともに、相談支援体制の充実に向け、各関係機関と連携しながら、総合的な支援に努め

てまいります。

国民健康保険につきましては、鳥取県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営計画のもと、各自治体の安定的な財政運営や効率的な事業推進の為、中心的な役割を担っております。本村は、保険給付や保険税率の決定、賦課徴収、保健事業など地域におけるきめ細かい事業を引き続き行なってまいります。

令和4年度の保険税率につきましては、県への納付金が、被保険者数や所得ケースの増加等により前年度より増額となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少等も見込まれることから、税率据え置きを提案させていただきました。

県への納付金は、今後も上昇していくことも予測され、激変緩和措置の終了後を見据えた、保険税率改定の検討を引き続き行ってまいります。

国民健康保険の被保険者に対しては、頻回重複の受診を控える啓発やジェネリック医薬品の推奨など、医療費の適正化に努めてまいります。一方、新型コロナウイルス感染症の影響で、医療機関の受診控えによる重症化することがないように、健診受診の啓発を行ってまいります。令和2年度、本村の特定健診の受診率は速報値で47.8パーセント、特定保健指導の実施率はこちらも速報値で70.4パーセントで、特定健診は設定目標とした60パーセントには至りませんでした。引き続き県内市町村では上位の受診率となっております。この受診率向上に向けて、検診未受診者に対する電話や、文書などによる受診勧奨に取り組むとともに、村民の皆様が受信しやすい環境整備に努めてまいります。

保健事業については、健康寿命の延伸を目的として、データヘルス計画に基づいた健康ポイント事業や、健康に関する普及啓発などを引き続き実施し、住民の生活習慣改善や、健康意識の向上へつながるよう積極的に展開をしてまいります。また、まちの保健室も引き続き、各自治会やヴィレステひえづにおいて開催し、健康的な生活習慣が実践できる場、心や身体の気になることを気軽に相談できる場などを提供してまいります。

自治会コミュニティ活動支援では、引き続き、自分たちの暮らす地域で安心して暮らすことができる、活力ある地域づくりに向けた取り組みをコミュニティ活動の推進と、それに対する支援を行い、地域の将来を考えるコミュニティづくりを推進してまいります。新型コロナ対策を行い、工夫をしながら、それぞれの自治会やコミュニティでの活動を行っていただけるよう、自治連合会等で情報交換や意見交換を行いながら、また、国、県等の支援制度も紹介、活用しながら、地域力の維持向上を図ってまいりたいと考えております。

移住定住の促進では、仕事、住まい、結婚を総合的にサポートする、移住定住総合相談窓口におきまして、仕事のサポートでは県立ハローワーク、ハローワーク米子と連携をして就業を支援いたします。住まいのサポートでは、購入希望の方には、村内の土地、中古住宅売買物件の情報を提供して購入を支援いたします。また、土地、建物の売却希望の方には、公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会に情報提供して、売却を支援するとともに、近年増加傾向であります空き家の解消に努めてまいります。結婚のサポートでは、鳥取県が開設した鳥取出会いサポートセンター「えんトリー」と連携して、一対一の出会いを支援してまいります。

農業の関係では、昨年度設置いたしました日吉津村農業未来会議において、30年後の日吉津村農業の目指すべき将来像である、日吉津村農業将来ビジョンとその実現に向けた方策等について、議論を重ねていただいております。令和4年度には、農業者の皆様の見解をもとにした、農業よろず相談窓口や、農作業お助け隊などの新たな取り組みについて、県の事業も活用しながらスタートし、特にこの数年間は集中的に取り組んで参りたいと考えております。事業の実施にあたりましては、農業委員会の皆様や、日吉津村地域資源保全会の皆様、国、県担い手育成機構、JAなどの関係機関と連携し、農業者の皆様との合意形成を十分に図りながら進めていきたいと考えております。

日吉津村の宝である農産物や、農業者農業者の皆様のお喜びを、農業者や村民の皆様のお繋がりや、助け合いの力を生かし、村としてもこれをしっかりと支援していくことで、豊かな農地や農業を次世代に繋いでいきたいと考えております。

商工業、観光の振興につきましては、商工会とも連携し、小口融資や利子補給事業を継続し、中小事業所の経営安定を図るとともに、鳥取県西部9市町村と商工団体が共同で作成した、創業支援事業計画に基づき、起業、創業など新たなチャレンジを引き続き支援してまいります。

新型コロナの影響は、今後も続くことが予想されます。地域経済の活性化につながる対策事業を、適時に行ってまいりたいと考えております。また、コロナ後も見据え、大山山麓日野川流域観光推進協議会など近隣市町村とも連携しながら、広域的な観光振興やサイクルツーリズムを切り口とした、地域経済の活性化を進めてまいりたいと考えております。

日吉津村の地方創生の推進につきましては、第2期日吉津村地方創生総合戦略を令和3年2月に策定し、2060年に本村の人口3,600人を維持するため、住んでみたい住み続けたい村づくり、結婚、出産、子育てしやすい村づくり、働き続けられる村づくり、魅力あふれる村づくりを、四つの基本目標として取り組んでおります。令和4年2月末現在の人口は、3,593人と昨年の3,563



人に比べ、30人の増となっております。引き続き、移住定住施策や、村内外に本村の魅力を知らせてもらえるきっかけづくりを、官民連携で取り組み、村の元気づくりにつなげていきたいと考えております。

次に、行財政改革に関しまして、これまで本村は、行財政改革大綱及び行財政改革プランに基づき、財政運営の健全化を目指し、各種使用料、補助金等の見直し、事務、事業の効率化など、さまざまな行財政改革の取り組みを行ってまいりました。令和3年度は、更なるサービス向上を目指して、未来につなぐ財政基盤の確立を改革のテーマとした第四次行財政改革プランの実施計画に基づき、効果的な組織体制やICTなどの技術活用による事務の効率化などの検討、取り組みを行ってまいりました。令和4年度は、前年度の取り組みを検証しながら課題を整理しつつ、進捗よく状況や社会経済環境の変化を踏まえ、実施項目の追加や取り組みの変更などの改善策を検討し、随時計画へ反映させることで、改革の着実な推進を図ってまいります。

自治基本条例に定められました住民主権、人権の尊重、情報の共有、参画と協働の、基本原則をしっかりと基礎に据えながら、村民の皆様と一緒にみんなで作る元気な村、住み続けたい日吉津村づくり、新型コロナにも負けない工夫をしながら進めてまいりたいと考えております。

議会の皆様、村民の皆様におかれましては、引き続き格別のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

**○議長（山路 有君）** 村長施政方針を終わります。

---

## 日程第5 報告第1号 教育民生常任委員会の調査研究について

**○議長（山路 有君）** 日程第5、報告第1号教育民生常任委員会の調査研究についてを議題といたします。教育民生常任委員長の報告を求めます。

はい、前田教育民生常任委員長。

**○議員（7番 前田 昇君）** 教育民生常任委員会の委員長を務めます前田です。よろしくお願ひします。皆さんの方に、あの配布しております報告第1号、その一部を多少端折りながら、報告に代えさせていただきます。

令和4年3月1日日吉津村議会議長山路有様。教育民生常任委員会委員長前田昇。

教育民生常任委員会の調査研究についてということでもあります。調査報告書、日時令和4年2月22日、午後。出席者は敬称略しまして、松本、松田、加藤、川中、そしてわたしの5名の議員、及び議会事務局長でありまして、説明書者として福祉保健課の橋田課長に出席をいただいております。

ます。

この事件につきましては、閉会中の継続調査としまして、今後の子育て支援と保育についてということでもあります。その趣旨としましては、現在建設中の複合型子育て拠点施設の整備と、開館後の運営方針を確認をするとともに、本村の子育てと保育の方向性について調査研究することでもあります。

調査内容につきまして、保育所、児童館、子育て支援センター及び民俗資料館の複合施設として、現在整備中の複合型子育て拠点施設の運営方針については、役場の庁内プロジェクトチームで検討されております。本年、9月の開館予定をしつつ、明確にされてない点も多く、特に令和5年4月からは現在の保育所は保育型認定こども園に移行するなど、本村の子育て支援において大きな転換を迎えようとしていることを踏まえて、その後の検討状況について担当課から説明を受けました。

報告概要として、まあ担当からの主な回答を中心に、何点かご報告させていただきます。まず一点、認定こども園への移行について、この点については、村曰く、以前より村民から幼稚園への要望もあったことから、今回、保育所型認定こども園に移行することとしたと、一号認定に対する保育の枠が広がるものの、定員拡大に伴う面積要件も問題はない。ただし、スタッフの配置等については、検討すべきと考えているということでもあります。

②に閉館時間の調整について、以前より指摘のありました6時45分までの延長保育と、6時閉館の児童館の時間差については、これを同時刻にそろうように検討中であるということでもあります。

三つ目、一時保育及び一時預かりの検討について、要望のありました一時保育については、現在検討中ではありますが、保育所ではなく子育て支援センターを窓口として、ファミリーサポートセンターとも連携しつつ、一時預かり事業として対応する方針であるということでもあります。

④スタッフの配置について、複合施設を効果的に運営するために、施設責任者と、保育料の賦課徴収や一時預かりなどの利用料の徴収等のため、事務職員の配置を考えているということでもあります。

⑤資料館交流スペースの運営について、日吉津村のことがわかる展示、子ども同士、世代を超えた交流などを目指しているが、今のところ具体的なイメージは確立できておらず、検討中であるということでもあります。

一つ飛ばしましたその他の状況におきましては、9月4日に開館オープニングイベントを予定

をしており、前日に内覧会を行いたいと、ちなみに今年は村保育所が設立 70 周年の節目にあたるということでありました。

それから施設の名称につきましては、2 月末まで募集を行って、既にその時点でも各地から多数の応募が寄されており、3 月には選考委員会にて決定する予定だということでありました。

この報告に対する意見について、いくつかご報告させていただきます。今回、保育所型認定こども園として移行するということは、周辺には参考となるところも少なく、さらなる検討が必要であるというふうに考える。また、あのこの検討にも村民、保護者の参画も得たいところであり、さらには職員のプロジェクトに、外部の経験者アドバイザーを迎えて、課題の共有化をしてはどうかというような意見を出しております。

それから 2 点目、一時保育が検討されていることは聞いていたが、担当窓口を保育所でなく子育て支援センターへ変えて、一時預かり事業として実施すること、こういった点で、現場にとまどいや混乱が生じないか不安であるということでもあります。施設の責任者は、役場の管理職相当があたり、施設の各機能をしっかりリードできる体制にする必要があるということでありました。

民俗資料の交流スペースにつきましては、他の機能とのマッチングにおいて、当初から難しさを感じていたが、多いに工夫し、検討されたいということでもあります。その点について、るる記載をさせていただいております。

以上もって、あの委員会の考察としまして 4 点を挙げさせていただきました。認定こども園の移行や、一時預かり事業、延長保育と児童館閉館時間の調整など、村民ニーズを踏まえた課題ではあるものの、依然として検討が不十分な点があり、今後、スムーズに移行、運営できるか不安を感じました。開館予定が迫る中で、未確定な要素が多すぎて色々な疑義が生じております。

②施設責任者の選任を始め、指示命令を明確にしながら、各機能の効果的な連携のもと、複合施設のメリットを活かす運営に向け向けた検討を早急に進められたい。

③施設の規模、サービスの内容の拡充に対し、結局はスタッフの充実、とりわけ児童館等への正規職員の配置などが必要だと感じる。

④この複合施設は、本村における今後数十年間の子育て拠点である。本村がいかなる子育てを目指し、どのような方向で取り組むのかが問われております。その理念を村民にも明確にしながら、進めてもらいたいというふうに 4 点の考察をさせていただきました。

この委員会としましては、あの複合施設が今年 7 月に完成という予定を伺っておりますので、

引き続きですね、あの施設の整備についても、担当課の協力を得て調査をしていきたいというふうな、あの意向を委員の間では確認をしております。以上申し添えて、報告にかえさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（山路 有君）** 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

---

## 日程第6 議案第1号

**○議長（山路 有君）** 日程第6、議案第1号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第9回）についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

**○村長（中田 達彦君）** ただいま議題となりました議案第1号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第9回）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ874万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,683万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものからご説明を申し上げます。はじめに4ページをご覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費に272万8,000円を計上しておりますが、これは、マイナンバーカード所有者の転出転入手続きワンストップ化に伴うシステム改修費の増であります。第5款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費に601万4,000円を計上しておりますが、これは、令和3年産の主食用米栽培農業者を対象とする、コロナ禍による米価下落に対する、緊急の農業者支援事業補助金の増であります。

続いて歳入について、同じく4ページをご覧ください。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金に874万2,000円を計上しておりますが、これは、マイナンバーカード所有者の転出転入手続きワンストップ化に伴うシステム改修に係る社会保障税番号制度システム整備費補助金と、新型コロナ対応米価下落に対する支援事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額によるものでございます。以上、議案第1号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（山路 有君）** 提案説明が終わりました。本議案は、本日採決します。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

**○議員（4番 三島 尋子君）** 4番、三島です。内容の説明はずっと後にしまして、これはあの、

本議会に出されたんですけども、臨時会でもっと早くあのできなかったかってことちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。臨時会ということでしたがけれども、まあこれ3月議会の初日に採決をいただくと、あの間に合うということで、今日の提案とさせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） まあ、初日にすれば、きりきり間に合うっていう説明はありましたけれども、12月でしたかね、もう一つありましたね。初日かいつかに決裁をしていくっていうのが、なんかそういうのが増えてくるんじゃないかなと思ったりをちょっと考えられましたけれども、できることならもっと早くに、あのこの対策は、米価のことがありますので、していただいたら良かったなっていうふうに思ってます。

で後、農業振興の中で、まあ600万円ほど対応していただいているっていうことなんですけれども、これは、地方創生の臨時交付金が全額当てられてますけれども、これは、他に当ててるものもなく、これ、米価だけに当てていけばいい、一般財源は使わなくてそれだけでやっていくっていう方向づけをされたんですよ。他には臨時交付金で当ててるものはなかったんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。こちらの方は、全額当てておりますし、まだ他の方にも、あの交付金の方は当てさせていただきます。

○議長（山路 有君） 3回目になります。三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） まあほかにきておればされておるかもわかりません。今回600万ですよ。それが全額ということで、今回は、あの米価の他には対応していくものがない。このあの、今、早急にしていくものはないっていうことなんですよ。そのことです。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。これ以上の額はきておりますけれども、今回は、この額のみということでございます。

それと、その臨時議会ということでございますけれども、あのまあ、必ずしも毎回その初日に採決をお願いするというものではございませんで、あの臨時議会もうまく開かせていただきながら、早い事務執行につなげていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 他にありませんか。はい、井藤議員。

○議員（2番 井藤稔君） 2番、井藤です。ちょっと1点だけお聞きしたいと思います。補正後の総額が、歳入歳出42億円ぐらい余りになるということで、全員協議会の中で、ちょっとあの、まああのトンネル予算的な部分があるけども、あの過去の状況と変わるところはあるかどうか、随分あの補正後の総額が大きくなるものですから、今後への影響がないんだろうかどうかという心配からなんですけども、そのあたりについてちょっと、あの特徴的なことがあれば調べておいて下さいということで、ちょっとお願いしとったんですけどもどうでしょうか。

だいたいこれぐらいのことはいいという具合に、みとられますんでしょか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。この42億ということの中に、そのトンネル予算、つまり10割のものもらって執行するというものが、どのくらいあるかということになりますと、ざっと計算しますと1億8,300万円ぐらい、1億8,300万ぐらいのものがございます。

それで、この9号補正の段階では、42億という予算になっておりますけれども、この10号、きょう提案させていただきます10号におきまして、複合型拠点施設、こちらの額が、2カ年分計上しておりましたので、それ1カ年分に落とすというところから、最終的には35億ぐらいの予算に、ご覧いただくとなってると思います。ですので、まあこの段階では42億なんですけれども、最終的にはまあ35億ぐらいということで、例年とその変わらない、それからまた、そのトンネル予算というの引いた分を考えると、さほど目立って、まあだんだん上がってはきてるんですけども、あの大きな額ではないなというふうな見込みをしております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 過去の歳入歳出の年度の状況なんですけども、最高でどれぐらい決算ベースで、トータルで金額的に上がった時はどれぐらいの時がありますでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。今ちょっと過去のずっと履歴を持ってませんが、おそらく、あの現在のものが一番高いんじゃないのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

橋井議員。

**○議員（3番 橋井 満義君）** 3番、橋井です。この農林水産業費のコロナ禍緊急対策米価下落による農業者支援事業についてお尋ねをします。今回は、歳入として国庫支出金の国の方から、601万4,000円の補正がなされて、この目的は、交付対象面積10アール、要するに一反当たり1万1,500円を支給し、ただし作付主食用米の作付面積から10アールを除いたものに対して交付をするということが提案されております。

それで、総額はまあ600万とび1万4,000円ということなんですが、これの対象者の部分がですね、人員が対象者76名、作付け者は92名ということになってますが、人数ではなくてあくまでも面積割合に応じた計算だと思うんで、実際にこの600万とび1万4,000円は、面積としていかほどの面積が対象になっておるんですか。またでは、何ヘクタールの、要するに600万割る1万1,500円を割ると、その数字が出てくるんですがそれと解してよろしいか、否か。以上。

**○議長（山路 有君）** 益田建設産業課長。

**○建設産業課長（益田 英則君）** 橋井議員のご質問にお答えします。こちらの601万4,000円の面積の関係、基礎数字ですけれども、令和3年産の主食用米の作付面積が61.4ヘクタールということになっておりまして、そのうちから保有米相当額の一戸あたり10アールを引きまして、それで基礎面積と致しましては52.6ヘクタールが算出される場所ですけれども、こちらにつきまして、1,000円未満につきましては、あの切り捨てでお支払いをさせていただくということもございますし、またあの10アール未満の作付の方もいらっしゃいましたので、そのような方につきましては、お支払いの対象から外れるということがございまして、単純に1万1,500円をこれを割り戻して、面積の方が出てくるということではございませんけれども、考え方と致しましてはそのようなことで、作付面積から保有米の10アール部分を引いたもの、こちらが基礎面積ということで上げさせていただいております。以上です。

**○議長（山路 有君）** 橋井議員。

**○議員（3番 橋井 満義君）** わかりました。算出面積については52.6ヘクタールということになりますね。それで単純に1万1,500円に、なんぼ面積イコール600万1,400円ということになりますから、この数は単純に52.3ヘクタールにまあなって計算としては出るけども、その合間の0.03かな、のヘクタールについては1,000円未満の切り捨て等になり、その数字の相違はそういうことで理解をせよということだなというふうに、まあ受け賜わったところです。要するに52.3ヘクタール分が今回の対象の面積になるということで理解しました。

それでですね、これの同じように、この下落補填の部分については、この鳥取県内でもまず最

初に、大山町がこれの政策を出されました。竹口君が、その次には、たしか岩美だったと思います。その後から江府の方が、この西部圏域ではこの対象にされたということで、それはあの各町村によって20ヘクタールを対象外とするというところもありましたし、それはめいめいのところでさあ理解するところです。

まあそれはそれとして、まあこの施策を出されたということでありまして、先ほども同僚議員の方から質問がありましたが、やはりこの部分については、このコロナ禍のこの補填の云々というのがわかった段階で、やはり臨時会でも開いて、早急に対応するべきであったというふうにわたしも思っておりますが、まあ先ほどの弁解もあったと思いますので、今後はそういう場合であれば、やはりこれは、早くこの3月議会のこの冒頭においてこれを指定されるよりもですね、早くそこは対応していただきたかったなということで、今後は、こういうケースの場合には、やはり早く早急に対応していただきたいということをまず一つお願いをしておくことと、それから、今後大事なこと、このもう3月のこの年度末のこの時期に及んでですから、これを農家の方ではですね、よそはやってるのに日吉津はせんのかなということを、たくさん意見をいただいております。

それで、これはいち早くですね、やはり農家の方には周知をしていただきたい。これはやっぱり、村民の方に対するほうれん草だとわたしは思っておりますので、これをどういうふうに素早く周知し、ご理解をいただくかということ、どのように担当課としてお考えなのか、まあそれを聞いて終わりたいと思います。

**○議長（山路 有君）** 益田建設産業課長。

**○建設産業課長（益田 英則君）** 農家の皆様方への周知ということですがけれども、本日、議会の方でご承認を賜りましたら、早急に各該当されます農家の方に通知を出させていただくとともに、後あの防災無線の方でもあの制度の内容等、あの放送させていただきたいというふうに考えております。以上です。

**○議長（山路 有君）** よろしいですか。

はい、橋井議員3回目です。

**○議員（3番 橋井 満義君）** まあ、確認ということで、今日はしておきたいと思います。要するに各対象農家の方には通知を送付される。対象の方にはですね。通知を出して、そして防災日吉津村でこういうことで、対象農家の方にはこうこうで、米価下落に対する補償をしていくということを、広報されるということの二つの方法でされるということで理解をしてよろしいんですね。



その確認です。

答えて下さい。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） はい、橋井議員がおっしゃる、あの2点、そのような形で実施をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 他に、はい、前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。いくつかお聞きしたいと思います。あのまず一点ですね、あの農業者の方から陳情書が出ておまして、これはまああの、具体的にはですね、あの審査がされるわけでありますが、この陳情書は、まあ村長の方にも出されております。三者の方から代表で出されておりますが、まああのこのあの三者の方の、この陳情書に対するですね、まあ例えば村に対してとりわけこういう事情で、支援をいただきたいというふうなことがあれば、ごく経過、簡単で結構ですので、触れていただくとありがたいなと思います。

それからあの事業の概要書におきまして、あの先ほど来、橋井議員からもあの指摘あったんですが、まあこの周辺ですね、大山町や江府町がああの基準が多少違うと思いますが、一反当たりどういった額の、要するに日吉津は1万1,500円だと、他はどういった金額だというふうなことを、ご報告いただきたいなというふうに思います。

それから、まああのいいですね、その点ですね。それとあの要するに10アールを控除した形で出すというふうなところが、あのまあ保有米を外すんだっていうことではありますが、この辺りがですね、農家からいうと非常になんだかあのややこしく聞こえるんじゃないかなと、そもそもですねJAを通じたら販売量ってのが分かるので、その販売量に基づいてあの支援をするというふうな、そういうやり方の方が農家にとっても非常にわかりがいいんじゃないかなと、ちょっと思うんですが、その辺について検討されたか、この点についてご説明をいただきたいと思います。まあ農業関係について以上あのお伺いしたいと思います。

それからもう一つですね、合わせて、このあのマイナンバーに関わる補正がああの200万出ておまして、転入転出に伴うワンストップ化のためのシステム改修というようなことで説明がありましたが、あのこの今回ですね、この3月1日決議ということで急ぐ意味ってのは、年度末の転入転出を考えてということだと思いますが、その辺りのあの急ぐ事情と、そのワンストップ化っていうのは、何と何をワンストップにするのかっていう点を補足説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） はい、中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。前田議員からのご質問、あのまず陳情に関するところ、わたしの方でお答えをさせていただきたいと思います。

あのこれ2月この2月の15日に村長とあとは村議会議長宛に、農業者の皆様、それから担い手の皆様方より陳情をいただいたところでございます。

あの非常にこの米価下落、コロナに伴う米価下落が非常に、農業者の方の負担になっているということでございまして、この陳情もあったわけでございますけれども、そのそれに先立ちまして、年末だったですけれども農業政策に関する村民の方、農業者の方を対象にした説明会を開催させていただきました。この会場でもやはりこの米価下落というのが、非常に大きな農業経営上の負担になってきているということで、本当に切実な声をお聞きしたところであります。

こういった事情等をですね、あの関しまして、後ほどその周辺の状況等は課長の方から申し上げますけれども、やはりこの農業者の皆様、これが非常に負担となっている中ではありますけれども、やはりこの次に続けて農業を経営していただきたい、次期農作に向けて是非とも頑張りたいというような気持ちを強く持っているところでございます。

そういった次に、どうか向かって皆さんがいただけるような、あの一つの対策としてですね、この事業を設計をさせていただいたところでありますので、先ほど制度周知の話もありましたけれども、是非ともそのあたりの思いっていうか、趣旨もお伝えをしながらですね、皆さんに次期作に向かって行っていただきたいというふうに考えているところでございます。

残り点につきましては、担当課長から答弁を申し上げます。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○議員（7番 前田 昇君） 前田議員のご質問にお答えします。他の市町の状況というところでございますけれども、県内におきまして、まずはあの価格補填ですけれども、こちらが12市町村で実施をされておまして、10アール単価いくらという形で実施されておまするのですが、9市町村でございます。

あの金額はそれぞれでございまして、一番低いところで言いますと4,000円というような10アール単価を設けておられるところもございました。後は、面積の控除差引部分につきましては、保有米換算というところでございまして、大きいところでは30アールを控除されたというところもございまして、まったくあの控除されないというところもございました。

後あの御質問でありましたですけれども、あの出荷量についての助成というところが、3町実

施をされておるといいますか、今後の段階で計画を立ていらっしゃる場所もございますけれども、そちらにつきましては、3町が計画を立てておられるということでございます。

次期作の関係につきましても、あの令和4年度の作について苗代を補助していくというような市町もございます。日吉津村におきましても、どのような形で農業者の方に補助をしていくかという中では、出荷数量についてというような所もあの検討させてもらったところではあります。今一番わかりやすいのは、あの3年産の主食用米の面積、こちらの方が営農計画書の方が提出されておりますので、そちらに基づいた面積、農業者の方も当然ご自分の出荷耕作面積については把握されていらっしゃると思いますし、そこからあの10アール保有米部分を引いたものというのがわかりやすいのではないかとということで、そのような手続きをさせていただいたところで

以上です。

**○議長（山路 有君）** よろしいですか。[「まだ」と呼ぶ者あり]

はい、福井総合政策課長。

**○総合政策課長（福井 真一君）** 前田議員のご質問にお答えいたします。このマイナンバーカードをお持ちの方の、そのワンストップの件で急ぐ事情ということ1点目だったと思います。

これはですね、あの国の方で12月に補正予算が可決されて、これに伴って急遽あの整備を進めるという決定がなされましたので、あの急ぐ事情っていうのはこういったことです。早期に効果を発現させたいということでございます。

続きまして、あのワンストップ化につきましては、マイナンバーカードをお持ちの方で、まあ引っ越しなさる場合には、通常は役場の窓口に来ていただいて、そこでいろんな手続きを行い、今度は、あの転入先の別の自治体の窓口に行かれて、あのいろんな手続きが必要となってまいります。

このシステムを導入することによりまして、転出の手続きが窓口に来られなくてもオンライン上でできます。転入の手続きにつきましては、あの転入先の窓口にはあの行かないといけないんですけども、事前に予約をしておきます。それと転出、日吉津から転出された場合、日吉津の方から転入先の自治体で色んな情報が届きますので、あの手続きがスムーズに行われますし、それからの手続きが必要なものが人によって沢山ございますが、これの漏れの防止にもつながります。結果的に、あの転出者の方、まあ転入もされるんですが、手続きの負担の軽減にもなりますし、時間の短縮、それから先ほど申しました手続きの漏れの防止につながります。

行政サイドとしましては、事務の効率化が図れますし、それから事務の負担の軽減、それと窓口が時期的に3月、4月大変混雑する時がございますが、これの混雑の緩和に繋がるものでございます。以上です。

**○議長（山路 有君）** 前田議員。

**○議員（7番 前田 昇君）** ありがとうございます。ただ、この米価の支えの事業ですけども、あの今担当課長から説明をいただきましたが、まああのできましたらですね、先ほどの説明をいただいたことをごく簡単にでもいいので、整理してペーパーであの後ほどでいいですので、いただけないかなという感じで、ちょっとあの伺っただけではストーンと落ちない。あの疑義ということでないんですけれども、もう少し理解があった方が、まあ我々も農業者の方に説明がしやすいかなと思うので、何かちょっと簡単な説明がいただきたいなと思いますので、それはまああのお願いをしたいなと思いますがよろしいでしょうか。

それと、この今のマイナンバーのワンストップ化につきましても、あの先ほど説明をいただいたんですけど、本当はこの事業概要書がもう一枚その部分があってもいいんじゃないかなと思うので、まあその点についても、まあ議決後になると思いますが、役場としての検討の効果とかメリットとかそういったものを、できたらあのこの概要書に準じた形でお示しいただきたいと思っています。

以上2点、よろしく願いしたと思いますがいかがでしょうか

**○議長（山路 有君）** 福井総合政策課長。

**○総合政策課長（福井 真一君）** 前田議員のご要望なんですけど、概要書、あのただ今説明した程度のものしかまだ持ち合わせておりませんので、今後、あの内容につきましては詳細が煮詰まっていりますので、まああの今回は、あの今ご答弁した程度の概要でございます。以上です。

**○議長（山路 有君）** よろしいですか。

益田建設産業課長。

**○建設産業課長（益田 英則君）** 前田議員のご要望ということでございます。えー整理してご提示をさせていただきたいというふうに思います。で、内容的には他町の部分につきましては、まだ今後あの議会の方に諮られるというようなこともございます関係で、そこら辺、あのちょっとあの考慮しながら提出、整理させていただきたいと思います。よろしくお願ひします

**○議長（山路 有君）** よろしいですか。はい他にありませんか。

はいそうしますと他にないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がないようですので討論を終わります。これから議案第1号を採決します。この採決は起立で行います

原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

**○議長（山路 有君）** はいありがとうございます。全員起立と認めます。したがって議案第1号は原案通り可決されました。

そうしますとここで暫時休憩を入れたいと思います。

再開は10時45分から、10分間、おおよそ10分間休憩入れたいと思います。それでは休憩に入ります。

**午前10時35分 休憩**

-----  
**午前10時45分 再開**

**○議長（山路 有君）** 再開します。

-----  
**日程第7 議案第2号 から 日程第10 議案第5号**

**○議長（山路 有君）** お諮りします。日程第7から日程第10までは条例改正ですので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第2号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第3号日吉津村税条例及び日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第4号日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第5号日吉津村消防団条例の一部を改正する条例について、以上4件を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。中田村長。

**○村長（中田 達彦君）** ただいま一括議題となりました、議案第2号から議案第5号までの条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。はじめに議案第2号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準じ、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、改

正行うものでございます。

主な改正点は、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和、並びに育児休業を取得しやすい勤務環境整備に関する措置等の任命権者への義務付けなどでございます。

次に、議案第3号日吉津村税条例及び日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

税の減免申請につきまして、その提出期限を現行では納期限前7日までとしているものを、納期限の期限までに提出するよう改正するものでございます。これは県内の市町村において、減免申請の提出期限にばらつきがあることから、県の市町村税務協議会で議題となり、協議の結果、該当者の利益につながる対応が必要との考えから、統一する方向になったことに伴い、改正を行うものでございます。

次に、議案第4号日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。し尿処理にかかる手数料は、消費税の増額に合わせて改定する場合を除き7年ごとに改定をしております。この改定は、米子市が市の廃棄物減量等推進審議会に諮って決定した額をもとに、これまで西部の町村におきましても、これに合わせて改訂をしているところでございます。

この度米子市が、令和4年4月1日から改定を決定されました。この間の燃料等の経費や、人件費の増額とが考慮された内容となっており、同様な対応することが妥当であると判断いたしますので、本村でも改定を行うこととするものでございます。

なお、住民への周知期間を考慮し、本村では令和4年7月1日から施行することとしております。

次に、議案第5号日吉津村消防団条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。全国的に消防団員が減少していること、及び災害が多様化、激甚化するなか、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防庁では消防団員の処遇等に関する検討会を開催し、検討結果を中間報告として取りまとめ、公表をされました。このことを踏まえ、令和3年4月に消防庁長官より、消防団員の報酬等の基準の策定等について通知が発出されたことに伴い、必要な見直しを行い、必要な条例改正を実施することとしたものでございます。

これに伴いまして、現在の出勤手当を出勤報酬とするとともに、支給単価につきましても、一回という単位を1日とした上で、一日出勤した際の支給額を、8000円とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、一括議題となりました議案第2号から議案第5号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議をご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

---

### 日程第11議案第6号 から 日程第13議案第8号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第11から日程第13までは補正予算ですので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第11、議案第6号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）について、日程第12、議案第7号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）について、日程第13、議案第8号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療会計補正予算（第3回）について、以上3件を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第6号から議案第8号までの補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。はじめに、議案第6号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）でございますが、歳入歳出それぞれ6億7,615万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,068万8,000円とするものでございます。歳出の主なものからご説明を申し上げます。

はじめに17ページから18ページをご覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第一目一般管理費に699万円の減額を計上しておりますが、これはネットワーク強靱化事業の計画見直しによる電算処理業務委託料461万9,000円の減額と、新型コロナの影響によるパソコンの調達時期の見直しによる電算機器借上料320万円の減額、西部広域行政管理組合の消防費等の増額に伴う負担金805万7,000円の増額、令和2年度新型コロナ対応地方創生臨時交付金の返還が不要になったことによる返還金419万4,000円の減額が主なものでございます。同款、同項、第5目企画費に3,113万4,000円の増額を計上しておりますが、これは、ふるさと納税寄付者への返礼品の減額に伴う報償費240万円の減額と、うなばら福祉事業団に対する補助金3,300万円の増額が主なものでございます。うなばら荘の経営につきましては、今年度も新型コロナの第5波、第6

波の影響により、利用者数、売上ともに大幅に減少していることから、村からの補填をお願い申し上げます。何卒ご理解を賜りますよう、お願いいたします。

次に、20 ページをご覧ください。第2款総務費第4項選挙費第2目衆議院議員総選挙費に、254万9,000円の減額を計上しておりますが、これは投票用紙読み取り分類機購入を見合わせたことによる備品購入費190万8,000円失礼いたしました。190万8,000円、198万円ですね、約198万円の減額が主なものでございます。

次に、22 ページをご覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費に7億8,171万3,000円の減額を計上しておりますが、これは、複合型子育て拠点施設新築工事が2カ年工事のため、今年度分の決算見込額を残して、工事監理業務委託料770万円と、建設工事費7億6,916万6,000円の減額が主なものでございます。

次に、23 ページをご覧ください。同款、同項、第2目児童措置費に218万1,000円の減額を計上しておりますが、これは、障害児通所サービスの利用料の実績見込みによる扶助費264万9,000円の減額が主なものでございます。

次に、24 ページをご覧ください。同款、第3項生活保護費、第2目生活保護扶助費に1,008万3,000円の減額を計上しておりますが、これは、被保護者の医療扶助費の実績見込みによる減額でございます。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目予防費に151万7,000円の減額を計上しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症PCR検査費用助成事業の実績見込みによる負担金補助及び交付金200万円の減額が主なものでございます。

次に26 ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費に1,146万4,000円の減額を計上しておりますが、これは、認定農業者からの申請が今年のがんばる農家プラン補助事業、がんばる農家プラン事業補助金の対象とならなかったことによる負担金補助及び交付金1,111万4,000円の減額が主なものでございます。

次に、27 ページをご覧ください。第6款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費に345万8,000円の減額を計上しておりますが、これは、小口融資預託金の新規貸付預託金がなかったことによる貸付金257万9,000円の減額が主なものでございます。

次に、28 ページをご覧ください。第7款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路新設改良費に350万円の増額を計上しておりますが、これは、村道宮川北線歩道接地調査設計業務の委託料の増額によるものでございます。

次に、29 ページをご覧ください。第9款教育費ですが、今年度新型コロナウイルス感染拡大の影響



響で、各種事業等が中止や延期、縮小、オンラインでの開催になったことによる減額の計上が主なものでございます。

次に、33 ページをご覧ください。第 10 款公債費、第 1 項公債費、第 2 目利子に 217 万 8,000 円の減額を計上しておりますが、これは、地方債利子償還金が当初見込みより下がったことによる減額でございます。第 11 款諸支出金第 1 項基金費第 1 目財政調整基金費に 1 億 3,943 万 9,000 円の増額を計上しておりますが、これは財政調整基金への積立金の増額でございます。

続いて歳入についてご説明を申し上げますので、11 ページをご覧ください。第 1 款村税、第 1 項村民税、第 2 目法人では 743 万円の増額を計上しておりますが、これは、新型コロナの影響で、前年度の納税猶予分が増えたことが主なものでございます。同款、第 2 項固定資産税、第 1 目固定資産税では、470 万 4,000 円の減額を計上しておりますが、これは、新型コロナの影響を受けた中小企業に対する軽減、生産性向上特別措置法に基づく課税標準の特例等による現年課税分 713 万円の減額が主なものでございます。

次に、12 ページをご覧ください。第 10 款地方交付税、第 1 項地方交付税、第 1 目地方交付税では、5,333 万 8,000 円の増額を計上しておりますが、これは、新型コロナウイルスに対する臨時経済対策として増額となったものでございます。第 14 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目民生費国庫負担金では 960 万 2,000 円の減額を計上しておりますが、これは、歳出で申しあげました、生活保護の医療扶助費の減に伴う生活保護費国庫負担金 756 万 3,000 円の減額が主なものでございます。同款、第 2 項国庫補助金、第 1 目総務費国庫補助金では 350 万円の減額を計上しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 261 万 4,000 円の減額が主なものでございます。同款同項第 2 目民生費国庫補助金では 432 万円の減額を計上しておりますが、これは、クーポン給付をしなかったことによる、子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 206 万 5,000 円の減額と、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の申請が、当初の見込みより少なかったことによる新型コロナ感染症セーフティネット強化交付金 180 万円の減額が主なものでございます。同款、同項、第 4 目土木費国庫補助金では 2,058 万円の増額を計上しておりますが、これは、村道役場線交差点改良事業に係る社会資本整備総合交付金 2,060 万 7,000 円の増額が主なものでございます。

次に 14 ページをご覧ください。第 15 款県支出金、第 2 項県補助金、第 4 目農林水産業県補助金では 703 万 6,000 円の減額を計上しておりますが、これは、歳出で申しあげました頑張る農家プラン事業補助金の額が確定したことによる減額が主なものでございます。

次に 15 ページをご覧ください。第 16 款財産収入、第 2 項財産売却収入、第 2 目土地開発公社精算金収入では 7,381 万円の増額を計上しておりますが、これは、日吉津村土地開発公社の解散による精算金の増額でございます。第 17 款寄付金、第 1 項寄付金、第 2 目総務寄附金 250 万円の増額を計上しておりますが、これは、企業版ふるさと納税の実績見込みによる寄付金の増額が主なものでございます。第 18 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 2 目夢育む村づくり基金繰入金では 6,661 万 8,000 円の減額を計上しておりますが、これは、歳出で申しあげました複合型子育て拠点拠点施設の建設費等を減額したことに伴い、基金繰入金も減額したことが主なものでございます。同款同項第 3 目公共施設等整備基金繰入金では 6,000 万円の減額を計上しておりますが、これも同じく複合型子育て拠点施設の建設費等を減額したことに伴う基金繰入金の減額によるものでございます。

次に、16 ページをご覧ください。第 21 款村債、第 1 項村債、第 1 目村債では 6 億 7,140 万円の減額を計上しておりますが、これは、村道改良事業に伴う公共事業等債 1,700 万円の減額と、保育所施設整備事業債 1 億 8,090 万円の減額、公共施設等適正管理推進事業債 4 億 7,350 万円の減額によるものでございます。

次に、議案第 7 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 回)でございます。歳入歳出それぞれ 546 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,150 万 6,000 円とするものでございます。

歳出の主なものをご説明申し上げますので、7 ページをご覧ください。第 2 款保険給付費、第 1 項療養諸費、第 1 目一般被保険者療養給付費に 300 万円の増額を計上しておりますが、これは入院等の増による医療給付費の増額が主なものでございます。

8 ページをご覧ください。第 6 款積立金、第 1 項基金積立金、第 1 目運営基金積立金に 255 万 8,000 円の増額を計上しておりますが、これは、国保運営基金会への積立金でございます。

続いて歳入についてですが、5 ページをご覧ください。第 1 款国民健康保険税、第 1 項 国民健康保険税、第 1 目一般被保険者国民健康保険税に 235 万 5,000 円の増額を計上しておりますが、これは、実績見込みによる増額でございます。第 3 款県支出金、第 1 項県補助金、第 1 目保険給付費等交付金に 295 万 6,000 円の増額を計上しておりますが、これは、歳出でも申しあげました医療給付費の増による普通交付金の増額が主なものでございます。

6 ページをご覧ください。第 10 款国庫支出金、第 1 項補助金、第 1 目国民健康保険組合災害時臨時特例補助金 18 万 2,000 円の増額を計上しておりますが、これは、国民健康保険税における、新

型コロナウィルスに係る減免額を対象とした補助金でございます。

次に、議案第8号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）でございます。歳入歳出それぞれ32万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,481万円とするものでございます。4ページをご覧ください。歳入では、後期高齢者医療保険料の増額と、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金の増額でございます。

以上を議案第6号から議案第8号までの提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

---

#### 日程第14 議案第9号 から 日程第17 議案第12号

○議長（山路 有君） 諮りします、日程第14から日程第17までは新年度予算ですので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第14、議案第9号令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、日程第15、議案第10号令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第16、議案第11号令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第17、議案第12号令和4年度日吉津村下水道事業会計予算について、以上4件を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第9号から議案第12号まで、当初予算4議案について提案理由を申し上げますが、特に新規事業など主要事業に係るものとさせていただきます。

はじめに、議案第9号令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてでございますが、予算書の8ページから9ページにかけてご覧ください。歳入歳出それぞれ34億1,406万5,000円と定めております。前年度と比較いたしますと3億8,080万9,000円の減で約10パーセントの減となっております。増減率につきましては、当初予算説明資料の12ページから13ページを合わせてご確認ください。村税につきましては8億9,822万5,000円で、前年度と比較し1,606万9,000円の増、率で申し上げますと約1.8パーセントの増となっており、前年度並みとなっております。

次に、歳入について主なものをご説明申し上げます。10 ページをご覧ください。第 1 款村税、第 1 項村民税では、個人所得、法人所得とも、新型コロナの影響を見込んでおりましたが、令和 3 年度の実績から増を見込んでおりますため 1,365 万 7,000 円を増額し、2 億 3,425 万 8,000 円を計上しております。

次に、12 ページをご覧ください。第 10 款地方交付税につきましては、全体で 9,967 万 6,000 円を増額し、5 億 9,094 万 4,000 円を計上しております。

次に、16 ページをご覧ください。第 14 款国庫補助金、第 2 項国庫補助金では、総務費の関係で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、土木費で村道 2 号線の海川排水路の橋梁工事のための道路メンテナンス事業補助金など、8,072 万 2,000 円を計上しております。

続きまして、18 ページから 19 ページをご覧ください。第 15 款県支出金、第 2 項県補助金では、民生費の関係で特別医療費補助金や、農林水産業費でがんばる農家プラン事業補助金など 1,690 万 5,000 円を増額し、9,434 万 3,000 円を計上しております。第 18 款繰入金は、複合型子育て拠点施設整備事業整備事業などにかかる、夢はぐくむ村づくり基金繰入金、公共施設等整備基金借入金など 2 億 1,572 万 3,000 円を計上しております。

続きまして、25 ページをご覧ください。第 21 款村債は、令和 4 年度分の複合型子育て拠点施設整備事業に係る保育所施設整備事業債 2 億 1,300 万円、公共施設等適正管理推進事業債 4 億 8,440 万など 8 億 2,860 万円を計上させていただいております。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。はじめに、第 2 款総務費についてご説明申し上げますので、27 ページから 30 ページにかけてご覧ください。第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費の総額は 922 万 6,000 円を増額し、3 億 3,920 万 9,000 円としております。これは、西部広域行政管理組合負担金が、消防費の需要額増に伴い、増額となったことが主な要因でございます。

次に、第 3 款民生費についてご説明を申し上げます。ページでは 43 から 45 ページをご覧ください。第 1 項社会福祉費、第 2 目老人福祉費の総額は、315 万 3,000 円を増額し、1 億 1,311 万 3,000 円としております。これは、新たにスマートスピーカーを利用した見守り事業の実施や、高齢者への補聴器助成などに伴う増が主な要因でございます。

続きまして、45 ページをご覧ください。第 2 項児童福祉費、第 1 目児童福祉総務費の総額は 4 億 4,906 万 8,000 円を減額し、8 億 4,241 万 1,000 円としております。これは、複合型子育て拠点施設整備に係る工事請負費及び工事監理業務委託料などの減額が主な要因でございます。なお、昨

年度は、令和3年度と令和4年度の2年分の工事請負費等を計上しておりましたが、今年度は、令和4年度のみ計上となります。

次に、第5款農林水産業費についてご説明を申し上げます。ページでは59ページから60ページにかけてご覧下さい。第1項農業費、第3目農業振興費の総額は、1,454万7,000円を増額し、5,273万5,000円としております。これは、昨年度計画をされましたがんばる地域プラン関連の事業の実施のための報償費や委託料などの増額が主な要因でございます。

次に、第9款教育費についてご説明を申し上げます。ページでは72ページから74ページをご覧下さい。第2項小学校費、第1目学校管理費の総額は2,238万4,000円を増額し、1億382万6,000円としております。これは、小学校のエレベーター更新工事に伴います工事請負費2,860万及び設計監理委託料187万円、照明LED化工事設計業務委託料299万2,000円の増額が主な要因でございます。

続いて、議案第10号令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について提案理由をご説明申し上げます。予算書の4ページと5ページをご覧下さい。歳入歳出それぞれ3億7,209万4,000円と定めております。前年度と比較いたしますと、117万1,000円約0.3パーセントの増となっております。

はじめに、歳入について7ページをご覧下さい。第6款繰入金金の総額は、前年度から78万5,000円を増額し、2,135万1,000円としております。これは、歳出の増額に伴うその他一般会計繰入金金の増額が主なものでございます。

次に、10ページをご覧下さい。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費は、295万円を増額し、2億3,130万6,000円としております。これは、入院等の増による給付費の増額が主な要因でございます。

次に、12ページをご覧下さい。第5款国民健康保険事業納付金、第1項医療給付費分、第1目一般被保険者医療給付費分は425万3,000円を増額し、6,583万2,000円としております。これは、県の見込んだ本村の被保険者数と所得計数の増加が主な要因でございます。

次に、議案第11号令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について提案理由をご説明申し上げます。予算書の4ページをご覧下さい。歳入歳出それぞれ5,242万6,000円と定めております。前年度と比較しますと847万2,000円の増、19.3パーセントの増となっております。

はじめに歳入について5ページをご覧下さい。第1款後期高齢者医療保険料の総額は693万

8,000 円を増額し、4,401 万 5,000 円としております。これは、平成 26 年度に保険料率を改定して以降、基金を活用することで据え置きされていましたが、被保険者数の増加や医療給付費の支出が延びると見込まれることから、令和 4 年度から保険料率の引き上げが行われることが主な要因でございます。

次に、歳出ですが 7 ページをご覧ください。第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金の総額は 824 万 3,000 円を増額し、5,115 万 5,000 円としております。これは、保険料の増額が主な要因でございます。

次に、議案第 12 号令和 4 年度日吉津村下水道事業会計予算について提案理由をご説明申し上げます。はじめに、1 ページから 2 ページをご覧ください。第 3 条におきまして収益的収入及び支出の予定額、第 4 条において資本的収入及び支出の予定額を定めております。説明につきましては 18 ページをご覧ください。まず、収益的収入の予定額は、前年度に比べまして 317 万 4,000 円を減額し、1 億 5,235 万 1,000 円としておりますが、営業外収益の内、補助金の減額が主な要因となっております。

一方、19 ページから 21 ページにかけまして、収益的支出の予定額は 805 万 5,000 円を減額し、1 億 3,628 万 1,000 円となりますが、営業費用の内処分場費、減価償却費の減が主な要因となっております。

続きまして、22 ページになりますが、資本的収入の予定額は 121 万 6,000 円を増額し、397 万 2,000 円としており、受益者負担金の増額が主な要因となっております。

一方、資本的支出の予定額は 5,294 万 7,000 円で、873 万 4,000 円の増額となりますが、建設改良費の増額が主な要因となっております。

資料 2 ページにお戻りをいただきまして、第 4 条になりますけれども、資本的収入が資本的支出に対して不足する額、4,897 万 5,000 円につきましては、第 4 条本文中括弧書きで記載の通り補填することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第 9 号から議案第 12 号の説明とさせていただきます。補足につきましては、総務課長から説明をさせます。

**○議長（山路 有君）** 小原総務課長。

**○総務課長（小原 義人君）** わたしの方から議案第 9 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算の補足説明を簡単に申し上げます。始めに 19 ページをご覧ください。第 15 款県支出金第 2 項県補助金では、農林水産業費県補助金におきまして、事業規模の増に伴うがんばる農家プラン

事業補助金の増や、計画策定に伴って、今年度から事業を開始するがんばる地域プラン事業補助金の増など、1,496万8,000円を増額し4,233万5,000円を計上しております。

次に、20ページをご覧ください。同款第3項委託金では、参議院議員通常選挙及び鳥取県知事選挙に伴う選挙費委託金の増額など、317万1,000円を増額し、1,356万4,000円を計上しております。

続きまして、23ページから24ページをご覧ください。第20款諸収入、第5項雑入には、後期高齢者医療広域連合への職員派遣に伴う派遣職員負担金や行政オンライン化システム改修に伴うJ-LISからの補助金でありますデジタル基盤改革支援補助金など1,553万6,000円を増額し、2,475万円を計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。はじめに、31ページをご覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第4目財産管理費は、役場庁舎における高圧ケーブル他更新工事などに伴い、1,057万9,000円を増額し、2,563万9,000円を計上しております。

次に、37ページから38ページをご覧ください。同款第4項選挙費、第2目参議院議員通常選挙費の総額は678万2,000円を計上しております。これは、令和4年度に予定されている参議院議員通常選挙の増額でございます。

次に、56ページから57ページをご覧ください。第4款衛生費、第2項清掃費、第1目塵芥処理費の総額は385万円を増額し、3,975万7,000円としております。これは、一般廃棄物収集処理委託料や一般廃棄物処理負担金の増額が主な要因であります。

次に、66ページをご覧ください。第7款土木費、第3項都市計画費、第2目公園費の総額は1,273万2,000円を増額し、2,159万6,000円としております。これは、海浜運動公園キャンプ場の管理棟のトイレ及びシャワー室内の改修工事に係る工事請負費1,156万6,000円の増額が主な要因でございます。

次に、68ページ69ページをご覧ください。第8款消防費、第1項消防費、第2目災害対策費の総額は605万8,000円を減額し、790万6,000円を計上しております。これは、津波ハザードマップ作成委託料に係る事業完了の減額が主な要因でございます。なお、非常備消防費におきまして、消防庁から新規の消防車が無償で貸し付けされる予定であるため、消防車登録料を計上しております。

次に、75ページをご覧ください。第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費に、ギガスクールに伴いますタブレットの追加購入143万9,000円を計上しております。これは、令和3年

度中の転入や新入生の増の見込みなどにより、タブレットが不足することによる増額であり、このほか、児童数の増加に伴って机椅子などの一般備品の購入も行う予定でございます。

次に、84 ページをご覧ください。第 10 款公債費、第 1 項公債費の総額は 1,077 万 4,000 円を増額し、2 億 7,096 万 8,000 円としております。これは、新たに始まります道路事業債や臨時財政対策債の償還及び令和 3 年度中に借入れを行います複合型子育て拠点施設に係る借入の利子の増額が主な要因であります。

なお、議案第 10 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第 11 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、議案第 12 号令和 4 年度日吉津村下水道事業会計予算につきましては、村長からの説明のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

以上、主な部分のみではございますけれども、議案第 9 号から議案第 11 号の補足説明とさせていただきます。

**○議長（山路 有君）** 以上で提案説明を終わります。

---

**○議長（山路 有君）** 以上で本日の議事日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会致します。

なお、明日 3 月 2 日は一般質問を行います。午前 9 時までには議場にご参集ください。

**午前 11 時 34 分 散会**

---